

令和3年8月26日

学生の皆さま

学 長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための通知
- 課外活動における競技会等への参加について -

8月20日から福岡県に緊急事態宣言が適用されたことに伴い、活動できる課外活動等の範囲を「リスクレベル4:警報」とし、オンラインによる活動のみに制限することにしております。

また、同様に合宿、遠征、対外試合（学外者を招いて学内で実施する試合を含む）、演奏会、ライブ、イベント等への参加についても、例外なく全面的に禁止しているところです。

一方で、夏季休業中に競技会等が予定されている課外活動団体から競技会等への参加について、要望がありましたので、安全で安心して競技会等に参加することができるよう以下のとおり例外を設けることとしました。

なお、本方針は現時点の状況を踏まえたものですので、今後の感染状況に応じて、随時見直しを行います。本学の最新の新型コロナウイルス感染症対策の詳細については、HPで公開していますのでご参照ください。

【対象】

既に競技会等への参加が決定している場合など、活動停止が困難な団体に限ります。

【申請】

例外的に競技会などへの参加許可を希望する団体は、以下の条件を「イベントなどに係る実施計画書」に記載し、申請してください。なお、あわせて参加者名簿も提出してください。

十分な感染防止対策が講じられていることを学校医が確認し、部局長の承認が得られた場合は、競技会への参加を許可します。

- (1) 主催団体の感染対策マニュアルが整備されていること。
- (2) 課外活動団体代表者（以下、代表者）は、参加予定者に当該実施計画書や主催団体の感染対策マニュアルを周知し、遵守させること。
- (3) 参加予定者が十分な感染予防対策を講じていること（競技会等に参加するための対策に限らず、移動手段等における対策、宿泊中における対策や競技会等への参加に向けた練習等での対策も含む）。

- (5) 参加予定者は競技会等に参加3日～5日程前にPCR検査を受け、全員が陰性であること。
- (6) 上記(5)のPCR検査で陽性疑いの者は、確定診断のため外部医療機関で改めてPCR検査を受けること。その者の陰性が確認できるまでは、参加者全員が競技会等に参加できない。ただし、当該団体に陽性疑いの者が判明した場合でも、他の部員に感染が及んでいる可能性が極めて低いと学校医が判断した際は、陽性の疑いの者以外の参加を認めることもある。
- (7) 競技会等に参加後は速やかにPCR検査を受け、全員が陰性でなければ登校してはならない。ただし、全員の陰性が確認されるまでの間に対面授業や対面試験等でどうしても登校が必要な場合は、各地区保健センターに相談すること。
- (8) 上記(7)のPCR検査で陽性疑いの者は、確定診断のため外部医療機関で改めてPCR検査を受けること。なお、その者の陰性が確認できるまでは、全員が登校できない。

※ PCR検査については、各地区保健センターにお問い合わせください。

※ 主催団体が参加者に対してPCR検査を実施する場合は、本学が行う参加前のPCR検査を省略することができる。

※ 最初から外部医療機関でPCR検査を受けることをもって、本学が行うPCR検査に代えることはできる。その場合は、確定診断のためのPCR検査は不要とする。

※ 医療機関でない民間機関によるPCR検査は本学が行うPCR検査に代えることができない。